

平成 30 年 9 月 21 日
消 費 者 庁

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成 30 年 6 月 6 日～同年 7 月 5 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：1 件
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

(別紙)

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>第5条について、特段の反対は無い。</p> <p>なお、本意見募集の対象ではないが、豆腐については、内閣府及び厚生労働省により、凝固剤の主成分についての記述を行わせていくよう求めたい。用いられている凝固剤が、塩化マグネシウムなのか、硫酸カルシウムなのか、あるいは他物質なのか、というのは品質に重大な影響を持つてくるので、国民の生活に資するため、その表示を行わせるようにしていただきたい。(なお、硫化物が多い豆腐は体臭にも影響を与える可能性があるため、その面（健康面に関係あると考える）からもお願いしたい。)</p> <p>他の部分について、特段の反対は無い。</p>	<p>御意見として承ります。</p>